

■議案第33号 四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例について

【要旨】

四万十町交通安全指導員は、本町における交通安全の保持を目的として平成 18 年に設置され、通勤、通学時の交通安全街頭指導やイベント開催時の交通整理等を行っています。

令和 2 年度から施行される会計年度任用職員制度に伴う地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正により、交通安全指導員が非常勤の特別職から除外されることとなったため、条例を廃止するものです。

なお、条例廃止後は、任期や定員、謝金等を規定する四万十町交通安全指導員設置要綱を制定し、引き続き本町の交通安全の保持のため、活動していただくこととしています。

【施行期日】

令和 2 年 4 月 1 日